

機関番号： 32505

研究種目：若手研究（スタートアップ）

研究期間：2008 ～ 2009

課題番号：20830084

研究課題名（和文）

現代米国の労働法モデルによる教員法制に関する研究

研究課題名（英文）

An Inquiry into Legal Status of Teachers under Labor Laws in the United States

研究代表者

高橋 哲（SATOSHI TAKAHASHI）

中央学院大学・商学部・専任講師

研究者番号：10511884

研究成果の概要（和文）：

本研究は、労働法モデルによって形成されたアメリカ独自の教員法制を分析することを目的として、以下のような研究計画にもとづいてこれを遂行した。

- (1) 本研究の1年目は、1960年代に制定された各州の初期教育労働法制の分析と、これに伴う教員団体の運動方式の変化を明らかにした。なお、教育労働法制の検討においては、その後の教員運動の展開に影響を与えたと思われる1970年までに制定された12の州法の分析を行った。
- (2) 本研究の2年目は、1990年代以降の教育労働法制の改正動向に関する分析を行った。具体的には、公立学校教員のみを対象として、その団体交渉範囲の制限や争議行為の制限をおこなった州法改正の動向を検討し、なかでもミシガン州法の改正問題をその法制史も含めて分析した。これらの分析をもとに、本研究は学校教員の専門性を支える労働条件や身分の保障を、民間労働者や一般公務員とは異なる教員に固有な法制度によって行う必要性を提起している。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this research project is to clarify (1) the history of teacher unions' activity under the labor laws for public school teachers (2) and recent legislative reforms of the labor laws after 1990s.

- (1) At the first year, the project focused on the states labor laws for public school teachers, which strongly affected to the subsequent activities of teacher unions. Under the new legislative frameworks established in 1960s, teacher unions made their organizations more like industrial labor unions whose policy focusing on collective bargaining and strikes.
- (2) At the second year of the project, reporter focused on recent legislative reforms of labor laws in 1990s through the analysis on the amendment of the Michigan Public Employment Relations Act (PERA). Through the findings of the project, reporter pointed out that the particular legislative frameworks for teachers are needed to secure their professional work lives and to convert teacher union into professional organization taking responsibility for both teachers' rights and public education.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009年度	960,000	288,000	1,248,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,060,000	618,000	2,678,000

研究分野：教育行政

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教員団体、教育労働法、専門職性、全米教育協会(NEA)、アメリカ教員連盟(AFT)

1. 研究開始当初の背景

日本におけるアメリカの教員制度研究は、これまで、教員評価、教員研修、教員免許制度など、教員の専門性向上施策に関する研究が盛んに行われてきた一方で、この専門性の土台となる教員の身分保障、労働条件を支える法制度についての研究は十分に行われてこなかった。本研究は、各州に制定される教育労働法制、ならびに、またこの法的枠組みのもとで専門性を追求してきた教員団体の活動を分析の対象とすることで、教員の専門性を支える法制度に関する検討を行うことを端緒としている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、現代米国の教員法制を、日本における「公務員法制」モデルとは異なる「労働法」モデルとして明らかにすることにより、教員の労働条件、身分の保障を行う法制度の検討を行うことである。具体的には、アメリカにおける教員の身分保障法として機能し、具体的な労働条件を規定してきた各州教育労働法制と、この法的枠組みのもとで専門職性確立のための運動を展開してきたアメリカの二大教員団体である全米教育協会(NEA)とアメリカ教員連盟(AFT)の活動をその分析対象とする。

3. 研究の方法

本研究はこれらの分析において以下の3つの視点から接近する。すなわち 歴史、実態、理論という視点である。第一に、歴史的な視点として、教育労働法制と教員団体の活動との歴史的相互関係についての検討を行い、第二に、実態をみる視点として、現行の教育労働法制改革に関する検討を行う。また、第三には、これら二つの分析をもとに、理論的な視点として、教職の専門職性を保障する上で求められる教員に固有な法制度についての検討を行う。

4. 研究成果

(1)各州団体交渉立法の成立過程に関する分析においては、以下のような点が明らかとなった。1960年代に形成された教員の団体交渉に係る州法の共通点は、主に、民間の労使関係を規定する全国労働関係法(National Labor Relations Act)の影響によるところが大きく、また、多様性の側面については、NEAとAFTの「専

門的折衝」論と「団体交渉」論にみられるような、公教育部門の労働法制をめぐる法制度論争を反映していた。

また、これらの一般労働法理の影響のなかでも、多くの州法が、アメリカ労働法独自の法理である「排他的代表制」(Exclusive Representation)を採用したことは、二大教員団体を擁する公教育部門において特殊な機能を果たすこととなる。本研究においては、この「排他的代表制」原理が、NEAとAFTという二大教員団体の競合を制度的に恒常化させる要因となった点を明らかにしている。

(2)近年の労働法制改革に関する研究においては、以下の点が明らかとなった。本研究が主たる対象としたミシガン州においては、1965年に「公務雇用関係法(PERA)」が制定されて以来、公立学校教員は、団結権、団体交渉権そして一部の団体行動権を保障されると同時に、広範な解釈が可能な交渉範囲の定義のもとで、教育政策決定過程への進出をも果してきた。一方、1994年の全面改正により、PERAは公立学校教員を一般の公務員とともに包摂しながら、そこで保障される権利について、教員だけに制限を与えるという法的特色をもつものとなる。本研究では、このような区分がなされた背景に、教員団体が公共の利益に反する「労働組合」であるという認識が存在していたことを明らかにしている。

(3)以上のような分析をもとに、本研究は、学校教員の専門性を支える労働条件や身分の保障は、一般労働法の機械的な適用とそこでの権利の強化によってではなく、民間労働者とも一般公務員とも異なる教員に固有な法制度を要することを提起している。そして、そのような教員に固有な法制度の創出を先導しうる専門職団体としての性質を如何に実質化できるかが、現在の米国における教員団体の運動的課題となっている点を明らかにしている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

高橋哲、米国における教育労働法制改革の分析 ミシガン州公務雇用関係法の改正問題、教育学研究、第76巻第3号、2009年、320-333頁、査読有

高橋哲、教職員の「非常勤化」をめぐる政策と問題、さいたまの教育と文化、第54号、2010年、10-15頁、査読無

〔学会発表〕(計1件)

高橋哲、教育の自由論からみた規制緩和をめぐる問題、日本教育制度学会第17回大会、常葉学園大学、2009年

〔図書〕(計1件)

高橋哲、教員 未完の計画養成、橋本鉦一編『専門職養成の日本的構造』、玉川大学出版会、2009年、104-125頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 哲 (SATOSHI TAKAHASHI)

中央学院大学・商学部・専任講師

研究者番号：10511884

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者
()

研究者番号：